

但馬(円山川等)地域総合治水推進計画 用語解説集

【あ 行】

1) アンダーパス

交差する鉄道や他の道路の下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路区間のことをいう。

2) 溢水・越水

川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」という。

3) 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、または雨水の地下への浸透を促進する施設であって、浸水被害を軽減する効果を持つものをいう。

4) 雨水ポンプ場

洪水時に本川の水位が高くなって堤内地側に降った雨水が本川へ出ていけなくなり、堤内地側で浸水が生じることがある。このような浸水を防ぐために、堤内地側に降った雨水をポンプの力により川へくみ出す施設。

5) 越流堤

洪水調節のため、洪水が堤体の頂部を越えて流れる構造になっている堤防をいう。

6) 応援協定

災害時応援協定とは、行政機関と民間事業者又は他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのもの。

7) 横断工作物

河川横断方向（流れに直角な方向）に設置される橋や堰などの工作物。

8) オリフィス

流量の調節や測定に用いる小孔。

9) 外水

堤防の外側（河川側）を流れる川の水をいう。

10) 各戸貯留

住宅などにおいて貯留タンクに雨水を貯めること。

11) 河床掘削

川底を掘り下げること、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。

12) 霞堤

洪水調節のため、堤防のある区間に開口部を設け、上流側の堤防と下流側の堤防が、二重になるようにした不連続な堤防をいう。

13) 河積

洪水を流す河川の断面積。

14) 河川管理施設

ダム、堰、堤防、護岸、床止めなど、河川管理者が設置及び管理する施設。洪水による被害防止などの機能をもつ施設。

15) 河川管理者

河川法の規定により、河川を管理する者をいう。

16) 河川整備基本方針・河川整備計画

河川整備基本方針とは、長期的な河川整備の基本的方針を定めたものをいう。

河川整備計画とは、河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な河川整備の目標を定め、今後20～30年間で実施する河川整備の内容を示したもの。いずれも河川法に基づく計画。

17) 河川の連続性

縦断方向の連続性とは上流から下流方向への、水や土砂、生物などの移動性を表す。魚介類の移動を見た場合、ダム、堰などの河川横断工作物があり、かつ、魚道の設置などによって移動性が確保されていない状態を

【か 行】

不連続であるという。

横断方向の連続性とは水域から陸域へのつながりを表す。水域から水陸移行帯を経て陸域へとつながっているような、ゆるやかな変化が見られず護岸整備などにより水陸移行帯が喪失し、水域と陸域が分断されている状態を不連続であるという。

18) かどうかくふく 河道拡幅

川の幅を広げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。

19) かどうたいさく 河道対策

河床掘削や河道拡幅等により、川の断面積を広げたり、堤防や護岸を強化して、より多くの洪水を安全に流せるようにする対策。

20) かどうまいそく 河道埋塞

砂州の発達や洪水などによる流出土砂で、河道が埋まること。

21) かはんりん 河畔林

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるものを「溪畔林」、下流の氾濫原（洪水時に氾濫水に覆われる土地）にあるものを「河畔林」という。

22) かんきょうしょう 環境省レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、専門家で構成される検討会が、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果を環境省がリストにまとめたもの。

23) きょうじょ 共助

自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという意味で、地域住民が助け合うこと。

24) ぎょどう 魚道

川を横断してダムや堰が建設されると魚等の水生生物が上下流に移動しにくくなるため、これらが移動できるように設けた水路。

25) けいかくきぼ 計画規模

洪水被害を防ぐための計画を作成するときに、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いを表すもので、計画で目標とする規模。

26) けいかくこうすい 計画高水位

計画上目標とする洪水流量が河川改修後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位。河川の整備を計画する際の基準となる水位。

27) げすいどうかんりしや 下水道管理者

下水道法の規定により、下水道を管理する者をいう。

28) げんさいたいさく 減災対策

災害による被害を最小限におさえようとする取り組み。

29) こうきょうげすいどう 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。

30) こうさくほうきすいでん こうさくほうきち 耕作放棄水田（耕作放棄地）

耕作放棄地は、農林業センサスにおいて「所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付する考えのない耕地」と定義されている統計上の用語。

31) こうずいちようせつしせつ 洪水調節施設

一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）ために、人工的に建設する洪水調節用ダム、調節池、遊水地などをいう。

32) こうずいばき 洪水吐

洪水の流入に対し、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備の総称。

33) こうずいよほうかせん 洪水予報河川

（水防法第11条より）都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状

況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び水量管理に通知するとともに必要に応じ報道機関の力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

【さ 行】

34) 災害時要援護者

年齢や障害などが原因で、災害発生時の避難等で何らかの支援を必要とする人。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が該当する。

35) サーチャージ水位

洪水時、一時的に貯水池に貯めることができる最高の水位。(洪水時最高水位)

36) 砂防えん堤

砂防事業で整備する構造物のうち、代表的なものが土石流による災害を防ぐために溪流に設置する「砂防えん堤」。「砂防えん堤」には、土石流を食い止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の勾配を緩やかにする働きや一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ働きがある。

37) 参画と協働

参画とは、ものごとの企画、立案に積極的に加わることで、協働とは、皆が協力・協調し、ともに汗を流して行動すること。参画と協働はこれら2つを一連の流れとして捉えた概念。

38) 自助

自らの命や財産は自分で守ること。

39) 準用河川・普通河川

準用河川は一級河川及び二級河川以外の河川の中から、市町長が管理する河川。普通河川は一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法に基づく指定を受けない小河川で、実際の管理は市町などが行う。

40) 浸水想定区域

河川及び下水道(以下「河川等」という)において、河川等の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

41) 浸透側溝

側溝の周辺を充填剤で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる側溝類をいう。

42) 水害リスク

洪水等によるはん濫などの被害に遭う可能性があること。

43) 水系

同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼の総称。

44) 水制

川の流れる水の作用(浸食作用など)から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設。

45) (森林の)水源涵養

森林が形成する多孔質土壌に雨水を浸透、貯留する機能。

46) 水田貯留

大雨のとき、水田の排水口に直角に板を立てる等で、一時的に雨水を貯留すること。

47) 水防活動

川が大雨により増水した際、堤防の状態を見回り、堤防などに危険な箇所が見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する活動。

48) 水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

49) 水防連絡会

各土木事務所等が水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

50) 生物多様性基本法

生きものが持つ個性とつながりがもたらす恵みを、将来にわたり上手に利用していくために、野生生物とその生息環境及び生態系のつながりも含めて保全するための法律(平成20年6月公布)。

51) ^{せいぶつたようせい}生物多様性ひょうご戦略^{せんにりやく}

生物多様性に関してこれまでに実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応し、生物多様性の保全を図るための兵庫県の指針(平成21年3月策定)。

52) ^{せんくつ}洗掘

流水によって、堤防や低水護岸の前面の河床や河岸部等で土砂が移動し、局所的な深ぼれが生じること。

【た 行】

53) ^{たいすいきのう}耐水機能・^{たいすいか}耐水化

浸水が見込まれるとき、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減することをいう。

54) ^{たかしお}高潮

台風により気圧が低くなって海面が吸い上げられたり、強風で海水が吹き寄せられたりして、海面が普段よりも高くなること。

55) ダム

河川の流水を貯留し、または取水するために河川に横断的に設置する構造物。一般的には高さが15m以上のものをいう。

56) ^{たんすい}湛水

ダムや堰で貯水されて水が滞留すること。

57) ^{ちいきほうさいけいかく}地域防災計画

市民の生命、財産を災害から守るために、災害に係わる事務又は業務に関して、県及び市が定める災害対策基本法に基づく計画。

58) ^{ちくてい}築堤

堤防をつくること。

59) ^{ちさん}治山

健全な森林を整備し、土砂災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全などを図る行為の総称。具体的には、保安林制度など、森林における行為の規制や、山腹崩壊の防止など土砂災害を防ぐための工事が実施される。

60) ^{ちすいあんぜんど}治水安全度

洪水に対する川の安全の度合いをあらわすもので、被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率で表現する。

61) ^{ちようかこうずい}超過洪水

洪水を防ぐための計画を作成する時に対策の目標とした洪水(計画規模)を超える恐れのある洪水。

62) ^{ちようせいち}調整池

開発者が開発地からの流出雨水量を調節する目的で設置する貯水機能を有する池をいう。

63) ^{ちよりゅうかん}貯留管

主に浸水被害の軽減を目的として、一時的に雨水を溜めておくための管渠のこと。

64) ^{ていないち}堤内地・^{ていがいち}堤外地

堤内地は、堤防によって洪水氾濫から守られている地域。また、堤外地とは堤防より川側の地域で、河川敷や水の流れる部分を指す。

65) ^{ていぼう}堤防

洪水を氾濫させないため、左右岸に築造される構造物。多くの場合は盛土によるが、コンクリート等で築造される場合もある。

66) ^{ていぼうきょうか}堤防強化・^{ていぼうほきょう}堤防補強

堤防の強度を高め、洪水等により決壊しにくくするための工事。

67) ^{とうすいせいほそう}透水性舗装

多孔質にして、雨水を表層から下層へ浸透させる舗装。

68) ^{どうりゅうてい}導流堤

河口等で流路の方向が安定しにくい場合、あるいは流れを特別の方向に向けようとする目的の堤防のこと。

69) ^{どどめこう}土留工

周辺土砂の崩壊を防止すること、また、止水を目的として設けられる構造物。

【な 行】

- 70) ^{ないすい}内水
堤防の内側(陸地側)に貯まる雨水をいう。
- 71) ^{にせんてい}二線堤
川沿いにある本堤が決壊したときに氾濫による被害を軽減するため、本堤とは別に、陸地側に造られた第二の堤防をいう。
- 72) ^{ねんちようかかくりつ}年超過確率
ある水文量(雨量や流量)が、平均的にT年に1度の割合で生起するとき、このTを確率年と呼ぶ。このT年確率の水文量が1年に1度以上起こる確率。

【は 行】

- 73) ^{はいすいくかん}背水区間
本川と支川との関係で、洪水時、本川の水位が高いと支川の水が流れづらい状態となり、支川の水位が上昇する。この現象を背水といいその影響を受ける区間を背水区間という。このような区間は洪水時に本川の洪水が支川に逆流してしまう場合があるので、支川の堤防を本川の堤防並みの高さで整備する。
- 74) ハザードマップ
自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、河川の氾濫を想定した「洪水ハザードマップ」、内水の浸水被害を想定した「内水ハザードマップ」などがある。兵庫県では、パソコンから簡単に閲覧できるCGハザードマップも制作している。
- 75) ^{はてい}破堤
洪水時に堤防が壊れて、洪水が堤内地に流れ出る状態になること。
- 76) ^{はんらんちゆういすい}氾濫注意水位
堤防斜面の崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
- 77) ^{ひなんかんこく}避難勧告
人的被害の発生可能性が高まった際に、市町が避難の開始を求めること。

- 78) ^{ひなんしじ}避難指示
避難勧告より状況が悪化し、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況で、市町が直ちに避難するよう指示すること。
- 79) ^{ひもん}樋門
堤内地の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流先の川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤内地側に逆流しないように設ける水門。
- 80) ^{ひと しぜん かわ}ひょうご・人と自然の川づくり
人と自然が共生する川づくりのため、兵庫県が平成8年5月に「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針」を定めたもの。
- 81) ^{かわ しぜんかんきょうちようさ}ひょうごの川・自然環境調査
水生生物や植物の生息・生育状況と河川環境との関係を明らかにすることを目的に、兵庫県が平成14年度から全国に先駆けて取り組んでいる兵庫県の独自調査。従来型の調査とは異なり、河川環境を広域的・連続的に把握していることが特徴。
- 82) フェニックス^{ほうさい}防災システム
兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて構築した、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システム。災害情報や気象観測情報の収集・提供や洪水予測などの機能を持ち、県市の迅速で的確な初動・応急対応を支援する。
- 83) ^{ほうさいぎょうせいむせん}防災行政無線
市町村防災行政無線とは、市町村が整備する、防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線通信システムのことをいう。
- 84) ^{ほうさいきょてん}防災拠点
災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。
- 85) ^{ほうさいちようせいち}防災調整池
開発等により、雨水が河川へ流出しやすくなることに対し、一時的に雨水を貯留し、

河川への流出量を軽減するために、開発に合わせて設置される池。

86) 保水・貯留機能

農地や山地などで、雨水の土壌への一時的な浸透または地表での貯留により、河川や下水道への雨水の流出量を抑制する機能。

87) 掘込河道

居住地側の地盤高に比べて、堤防の上の同一または低い状態の河川（区間）のこと。

【ま 行】

88) 水循環

水は、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって地表面に達した後再び地表面や植物の葉面もしくは水面などから蒸発散する循環経路を通る。それ以外にも、降雨が河川となり海に流出したり、地下に潜るなど、非常に複雑で変化に富んでいる。これらの水の流れる経路や水量をまとめてとらえたものを水循環という。

【や 行】

89) 遊水機能

洪水の最大流量を減少させるため、洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆっくり流す機能をいう。

90) 遊水地

下流の河道へ流れる流量を減少させる目的で、洪水の一部を河道の近傍に一時貯めるための土地。

【ら 行】

91) 落水(期)

収穫前に田んぼの水を落とすこと。

92) 利水

河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用すること。

93) 流域

降雨などが地表や地下を通して、その川に流れ込む範囲。

94) 流域対策

校庭に雨水を一時的に貯留する等、河川への流出量を抑制する対策。

95) 流下能力

河道の断面積で、どの程度の洪水を安全に流せるのかを地点毎に流量で表したものの。

96) 流出抑制

雨水が河川や下水道に直接的に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。

97) 流出抑制対策

(流域対策と同じ)

【わ 行】

98) 輪中堤

特定の区域を洪水による浸水被害から守るため、その周囲を囲むように築造された堤防をいう。

99) ワンド・たまり

洪水時の滯筋が湾曲して残された箇所、水制などによる砂州の形成によって河川の通常の流れと分離した箇所などで、流速がきわめて小さい閉鎖的な水域をワンドという。また、本川とつながっていない水域をたまりという。